

農業委員会だより



平成30年8月20日から平成30年8月21日にかけて、熊本県球磨郡の錦町農業委員会と鹿児島県始良郡の湧水町農業委員会で、垂水市農業委員会先進地研修を行いました。

今年度は、担い手への集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消といった「農地の利用の最適化の推進」と、農業委員会等に関する法律の大幅な改正に伴う「新体制移行後の課題」をテーマに、両農業委員会の事例や運営上の課題などについて、活発な意見交換がなされました。

今回の研修で得た知見を基に、垂水市の農地行政をよりよくして参ります。

【発行元・お問合せ先】

垂水市農業委員会事務局

鹿児島県垂水市上町1-1-4番地（垂水市役所内）

TEL：0994-32-1111（内線232）

FAX：0994-32-6625

Eメール：t_nougyouinkai@po.city.tarumizu.kagoshima.jp



会長あいさつ

垂水市農業委員会 会長 葛迫 巧

市民の皆様におかれましては、日頃より本市の農地行政及び農業委員会活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市農業委員会は、今年の6月に農業委員10名、農地利用最適化推進10名の計20名による新たな体制へと移行しました。わが国の経済社会の変貌や農業構造の変化に伴い、本市においても農業従事者の高齢化や担い手不足、農地の荒廃化といった喫緊の課題に直面しております。そのような問題を解決するため、農業委員会は貴重な食糧生産基盤である農地を守るとともに、担い手への農地の集積・集約化を促進し、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進を行うことにより、「農地利用の最適化の推進」に取り組む所存でございます。

つきましては、今後も皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後となりましたが、皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしましてあいさついたします。

農業委員会とは？

農業委員会は、市町村に設置が義務付けられており、市町村から一定の独立性をもった行政委員会のひとつです。議会の同意を得て首長が任命する「農業委員」と、農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進委員」から構成されます。

その業務は、大きくは二つあり、一つは、農地の売買や貸し借り、農地転用の申請といった農地法や農業経営基盤強化促進法等の法令に関する審議・議決を行うことです。もう一つは、農業経営の規模拡大や担い手への農地の集積・集約化、新規就農の促進や耕作放棄地の発生防止・解消を中心とした「農地の利用の最適化の推進」を進めることです。

農地に関するよくある質問と回答

Q1. 農地を相続しましたが、どのようにすればいいですか？

A1. 相続や時効等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会に届けることとなっています（農地法第3条の3）。その届出は、権利を取得したことを知った日から概ね10ヶ月以内に提出してくださいようお願いします。

Q2. 自己所有地の農地に太陽光パネルを置きたいのですが、何か手続きは必要ですか？

A2. 農地を農地以外の用地にする行為（例えば、一般住宅や工場、太陽光発電施設などの用地にすること）を「農地転用」といい、農業委員会に書類を申請し、鹿児島県知事の許可を得なければなりません（農地法第4条）。また、他人の農地を買ったり借りたりした上で転用する場合も同様です（農地法第5条）。転用しようとする場所や目的によって許可できない場合もありますので、まずは農業委員会事務局までご相談してください。

農業委員・農地利用最適化推進委員のご紹介

(括弧内は役職、任期はH30.6.1からH33.5.31までです。)

農業委員	農地利用最適化推進委員	担当地区
 重吉 伸哉	 感王寺 耕太	新城地区全域
 大迫 和昭	 迫田 滝人	柊原地区全域
 葛迫 巧 (会長)	 宮迫 隆憲	尾迫,葛迫,下俣江,上俣江,芝原, 黒瀬,港,潮彩町
 永吉 浩幸	 上之原 幸二	上犬之馬場,敷根町,早馬,上馬場,上中馬場, 田上,蛸迫,上原田,下原田,下中馬場, 平之町,上後馬場,下後馬場,上松原,下松原, 県営下宮,錦江町,県営住宅,錦江町定住, 下福町,上町,下宮,旭町,本町,栄町,下町
 森 千秋	 井之上 裕征	元垂水地区,市木地区, 城山団地,野久妻
 小畑 良之 (会長職務代理者)	 米田 耕二	水之上地区全域,大野地区全域
 下瀬 秀	 下園 健二	中俣地区全域
 瀬角 初美	 迫田 千一	海潟地区全域
 村山 繁稔	 廣澤 辰二	牛根麓,大中野,小中野,上ノ村,中浜
 中間 信二	 杵田 義文	上ノ原,岳野,二川,深港,浮津,高野, 川下,下芦戸,上芦戸,田村,中村, 上園,中園,大園,松尾

平成30年度農作業標準賃金及び農作業料金

平成30年度農作業標準賃金及び農作業料金を下表のとおり定めました。ただし、あくまでも標準の金額ですので、作業内容や条件等、お互いによく話し合いの上、金額を決めてください。

耕賃、刈取、脱穀、籾乾燥は10アール当たりの単価です。

区分	種類		単価	備考
賃金	一般賃金 (8時間)	最高	6,300円	賄いなし 最低賃金が県最低賃金を下回った時は、 県最低賃金の額と同一とする。
		最低	5,896円	
耕賃	耕起・耕耘のみ		7,200円	県最低賃金H29.10.1改定 時間額737円
	深耕(プラウ)		7,200円	
	プラソイラー		6,200円	
	サブソイラー	ハウス	7,200円	
		露地	6,200円	
	代かきのみ		7,700円	水田のみ
	耕起から代かき		14,900円	
	機械田植え		8,200円	
耕起から田植え		23,100円		
刈取	水 稲		8,200円	ヒモ代込み
脱穀	水 稲	ハーベスター	9,300円	結束つき
			7,700円	結束なし
		コンバイン	32,900円	刈り取りから籾乾燥まで
籾乾燥	水 稲		15,400円	
その他作業	薬剤散布 (10a当たり)	粉剤	2,600円	農薬代含まず
		液剤	3,100円	
	畦畔作業		52円	1m当たり

全国農業新聞・農業者年金はいかがですか？

全国農業新聞は週刊の農業総合専門紙です。農政解説・農業経営に関する情報や、くらしに役立つ話題を農業者の視点からお届けします（毎週金曜日・月4回発行、700円/月）。

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者で20歳以上60歳未満の年間60日以上農業に従事している農業者であれば誰でも加入できる年金制度です。毎月の納付額は2万円から6万7千円の間で自由に選択でき、意欲ある担い手には、保険料の国庫補助制度（政策支援）もあります。

詳しくは各地区の農業委員・推進委員又は農業委員会事務局までお問い合わせください。